

職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、町政の透明性を高めるとともに、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の再発防止を図るため、これを公表します。

(1) 被処分者 産業振興課 課長（56歳）男性

(2) 処分の内容 停職6か月

(3) 処分年月日 令和7年10月31日

(4) 事案の概要 令和7年10月5日（日）

酒気帯び運転

（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに
同法第33条に該当）

(5) 再発防止策とお詫び

飲酒運転の根絶、交通法規の遵守については、全職員に向けて繰り返し注意喚起をしてきたところですが、この度の不祥事により、町民の皆様並びに多くの関係者の皆様に対し、著しく信頼を損ねる事案となりましたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、服務規律の確保の取り組みを徹底するとともに、信頼回復と再発防止に取り組んでまいります。

令和7年10月31日

長南町長 平野貞夫